

(報道発表資料)

令和6年7月1日
京都市総合企画局
〔総合政策室政策総務担当〕
電話：075-222-3033

市長の資産等の公開について

「京都市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、毎年4月1日時点で、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等の職に就いている場合に「関連会社等報告書」が市長から提出されます。

松井孝治京都市長は、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等の職に就いておらず、「関連会社等報告書」は提出されていませんので、お知らせします。